

| | |
|------------------|---|
| Title | 妻の「一念」：「われから」における妻の位置 |
| Sub Title | |
| Author | 五島, 慶一(Goto, Keiichi) |
| Publisher | 慶應義塾大学国文学研究室 |
| Publication year | 2001 |
| Jtitle | 三田國文 No.34 (2001. 9) ,p.44- 55 |
| JaLC DOI | 10.14991/002.20010900-0044 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20010900-0044 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〈妻〉の「一念」

——「われから」における妻の位置——

五島 慶一

明治二十九年五月、樋口一葉はその最後の完結した小説となる「われから」を雑誌「文芸倶楽部」(第二巻第六篇)に発表した。明治二十九年といえは日清戦後、日本が「国家」の形成に向けてピッチを上げ、それに伴って家庭内での女性(妻)の役割が大きくとりあげられてくる時期である。又、内容に関わることでは、来るべき民法編纂(明治三十一年)に向けて、妾制存廢の論議がいよいよ大詰めを迎えようというときでもあった。こうした中に登場した小説「われから」は、その作者の意図の有無に関わらず、同時期の社会的問題を包摂する結果となった。

はじめに法制面から確認しておきたい。第一に問題となるのが、家屋敷を含め与四郎の遺した莫大な財産が、小説の現在に於て果して誰のものであるかということである。これに関して高田知波「女戸主・一葉」と「われから」に明快な規定がある。

町子は一人っ子の「家つき」娘である。周知の通り「家つ

き娘」の結婚には「婿養子」と「入夫」の二つのケースがあったが、「金村恭助ぬしは、其与四郎が婿」とあり、また、町子と恭助が「相添ひて十年余り」、父親の与四郎が死んだのが「十年の以前」という微妙な表現の差異によって、恭助が町子の婿養子として金村家に入り、それから間もなくして与四郎が死去、「幾万金」にも及ぶ遺産と家督を恭助がそっくり相続していたことは明らかである。

(傍線引用者、以下同じ)

次に「われから」の物語世界において重要な概念である妾についてであるが、明治初年代、妾は法的に認められていた。その後、「明治十三年(一八八〇年)七月公布、同一五年一月実施の旧刑法以来法令のなから妾の文字は消えたけれど、旧時代に妾制度がもっていた社会的意義はなかなか消えなかつた」という³⁾。この事は法制史の上に次のような形で表れている。

刑法草案では「妾」の文字が消えたにもかかわらず、民法の編纂過程で、嫡母庶子関係を親子関係に準ずるものとすることが議論され、明治三一年民法では結局、七二八条で規定されたことは、「家」の承継者たる男の嗣子を与える目的

のために旧時代の妾制度が是認されたものにほかならない。

刑法上、妾制を廃止したといつても事実上の妾を圍つても別に犯罪として取り締まるわけではなく、妾の子は認知によつて相続権が認められた⁽⁴⁾。

以上の事から言えるのは、結局、家督は結婚した時点から(法律上)恭助のものであり、彼の一存で(認知すること)「飯田町」の子にそれを継がせることもできたということである⁽⁵⁾。それを養子という形をとることを図つたのは、「飯田町」との關係を保ちつつ、町ともうまくやつていこうとする彼の「光源氏」的発想によるものであつた。養子の話を度々言い出しはするけれど、それほどそれに執る様子がない(例えば、十二章など)理由もここにある。つまり極言してしまえば、当時の夫婦關係に於て、制度上妻は夫からみて「家」を表象する代替可能な記号にすぎないのである。「家政」を監督し、子供を育てるといつた、役割のみが期待される「道具存在」としてしかありえなかつた⁽⁷⁾。

家つきならずは施すべき道もあれども、浮世の聞え、これを別居と分離つこと、如何にもしのびぬ思ひあり、さりとて此まゝさし置かんに、内政のみだれ世の攻撃の種に成りて、浅からぬ難儀現在の身の上にかゝれば、いかさまに為ばやと持てなやみぬ、我まゝも其まゝ、氣随も其まゝ、何かはことごとくして咎めだてなどなさんやは、金村が妻と立ちて、世に耻かしき事ならずはと覺せども、(十三章)

物語の末尾に近いこの恭助の内面は、よくこの間の機微を顯している。彼は「家のさま、町子の上、いかさまにせん」と、

この二つを同等に考えているのである。又、彼が町を別居と思ふ切れない理由として、「家つき」であることが挙げられているが、これとて家の所有權に関する問題ではない。家(家督)は既にして彼のものなのである。「家つきならずは施すべき道」とは実家に帰すことであるが、「家つき」であることによつて、町にはかえてその道も閉ざされてしまつてゐる。「貴君に捨てられは為ぬか」(九章)というのは町には実に切實な問題なのであつた。

「家つき娘」とはつまり父親の所有していた家ぐるみ夫に引き渡されるものによつて、決して自分で家を所有するものではない。物語内容の詳細にふれる前に、この点をまず確認しておかねばならない。

二

「われから」一篇に於て前景化されているのは町・恭助夫婦の物語であるが、それには所謂入籠の型を以て、町の両親の物語が包含されている。この点は先行研究に於てもしばしば問題とされるところであり、それに対する評価の一つの流れとしてあるのは、代表的な同時代評の一である『めさまし草』(明治二十九年五月二十五日)に於ける、

お美尾が上とお町が上とを、殆んど等分にかゝれたるより、力負けとも云ふものによ、話の筋は先づ作者の手よりこんがかりはじめ、何を主とも定かならぬやうになりたり。

という「小説通」の言⁽⁹⁾をうけて、これを主題の分裂・構成上の

欠陥とする見方である。だが、頓に近年は、そこに何らかの必然性があるとして、二つの物語の併存を認める立場からの論が多く提出されるに至る。⁽¹⁰⁾ 本論はこの流れに棹さし、現にある形のテクストを検討して、そこに同時代に対する問題意識を探つてゆくこととしたい。

第三章半ばから第七章にかけて展開する町の両親夫婦の物語に関して、山田有策は最終的に与四郎をその中心に据え、独自の論を展開しているが、ここではやはりそれを妻・美尾の側から把握しておきたい。何故なら、美尾の出奔に至る経過・変心の過程の中で鬱々と日を送る彼女の姿は克明に描き出されるのに比して、与四郎が「赤鬼」に成り果せるまでの経過というのは非常に簡単に筆が略されているからである。

そんな美尾の変貌——と、言うより、意識の変調のようなものを齎すのに与つて大きな力があつたのは、無責任な世間の評判——視線である。もとより美貌の彼女が衆人の注視を聚めることには何らの不思議もないが、問題は四章の冒頭にもある通り、当人がそのことに自覚的であるか否かという点であつた。その意味で重大な契機となつたのが、与四郎と夫婦づれの花見の折であつたというのにはある種非常に示唆的である。この時美尾の中に強く根をおろした認識とは、見られる（べき）もの——従つて飾る（べき）ものとしての己の身体というあり方なのであつた。社会の基準において、美しい女はそれに相応うべく装わねばならないのだ。自分はそれだけの美しさを有している。今や美尾はその事に気づいてしまつた。何よりそれを知らしめたのは、外ならぬ世間の視線である。ところが一方の与

四郎は何事にも気づくことなく、相も変わらぬ腰弁で、家では彼女にべつたりである。彼は妻のことしか眼中にない。己が世間の眼にどのように映るか、などということは、曾て与四郎の念頭に上つたことがなかつた。

夫が自分のことだけを見ているという意識——嘗ての美尾にはそれだけで充分であつた。そこに、世間の人間からも見られている、という意識が生れてから、彼女の屈託は起こつている。当然美尾はその苦衷を夫である与四郎に訴えることになる。そこで発せられる彼女の言葉は切実な心中の表白であつて、後、九章で町がやはり夫である恭助に訴えるのと一脈通ずるものがある。実際、自らの存在のありように対する妻の苦悩とその夫への哀訴、それぞれに（ある意味に於て）妻を深く愛しながらもその不満・不安の訴えを全く受け止めることのできない夫、そして最終的な関係の破綻に至るまで、その意味では二つの物語は全くパラレルの位置関係にある。

美尾が「しみぐ」と泣きながら夫に訴えるところは、「道を行くに人の振かへるほど立派のお人」「世間の人に負けぬやうに、一ッぱしの豪い方に成つて下され」（五章）というものであつた。それは即ち、〈妻〉としての自分の「出世」でもあると考えられるからだ。同時代、〈妻〉たる女が「上昇」する手立ては外にない。

だが、あいにく与四郎には世間から注視されるという觀念が全くなかつた。彼は美尾のことしか見ようとせず、又彼女から見られることしか考えていない。やがて自分の意見が全く容れられないと悟つたとき、「お美尾は兎角に物おもひ静まりて、深

くは良人を諫めもせず、うつ／＼と日を送つて実家への足いとゞしう近く」なる。もはや夫との関係には完全に見切りをつけて、世間の眼差しの中に自ら飛び込んで行つたのである。恐らく妾か、それに準ずるものになつたのであろう。となれば、彼女はもはや「妻」である必要はないし、又実際そのようにはあり得ない。美尾・与四郎の夫婦関係が破綻を迎えるのは、ここに至つてもはや時間の問題となる。

町が誕生するのはそのようなときである。誰の子であるか——それは既に問題ではない。美尾との間の関係しか念頭に無い与四郎にとつてそれは「二人が中は万々歳」「放れぬ物」にする「可愛き物」かもしれないが、世間に見せる／見られる対象として自らを商品化してゆこうという美尾にとつては、それは自らの商品価値を下げる障碍でしかない。実際、町誕生のときも、その後も、美尾がそれを喜んでいるという描写は見られない。それどころか、「只この子の成長ならん事をのみ語」る和四郎の前に、「お美尾は日々に安からぬ面もち、折には涕にくるゝ事もある」とさえ七章冒頭には書きこまれている。その理由を美尾は「血の道の故と自身」云い、それに対して与四郎は毫も疑うところを知らない。「血の道が女性一般に起こり得る、きして重大でない病として認識されていたからこそこのようない訳も成り立ち、それが信じられてしまうのであり、この事は後の町の「鬱ぎ症」(十章)に対する周囲の反応にも通ずる。その意味では与四郎も恭助も、最終的にその妻にとつて(周囲とは異なる視線をもつた)特別な存在たり得なかつたということになる。すなわち、彼らは共に夫として、自分らの妻の抱え込

んでしまつた問題の本質や深さを、ほとんど全くと云つていほど理解していなかつたのであり、特に与四郎に関してこれ言えば、妻を溺愛しながら彼には美尾のことが全く見えていなかったのである。

結局美尾は出て行くことになるが、その際「手の切れるやうな新紙幣をばかり、其数およそ二十も重ねて」町と共に残して行く。自らを商品化・流通させてしまつた彼女の論理に於て、この金と子供の負担とは交換可能なものであつた。ここに、例えば関礼子は美尾における「母性」の欠如を指摘しているが、資本主義社会に於ては、それすら——女性自身の存在と同様——金銭によつて兌換可能であると把握されるべきであろう。「母」という「役割」は「新紙幣」によつて贖い得る——自らを「妾」として売り出すにあつて、美尾はそのことに気づいていた。

三

このような両親の物語を謂わば前提として、一／＼三章に描かれた町の奢侈な生活を改めて振り返つてみると、そこから浮かび上がってくるのは、見られることに対する彼女の強い意識である。その物語の進展につれて美尾が漸次覚醒していった、他人の視線に晒される身体という自己認識を、町はその登場時から、その意味でこのテキストの中に於てア・プリオリに有するものとして描かれていた。日毎に朝風呂を焚いたり、夫婦づれで出歩くのを好み、その際芸者に間違われたことを「浅からず嬉し」く思うなど、当時強まりつつあつた規範意識の中で「奥

様とも言はれぬる身」「一家の妻」としては真に相応しくない町容態は、彼女のこの被視体としての意識抜きには説明のつかないところである。

同時にもう一つ重要なのが、そのような町の心性のベクトルは、他の誰に対してよりも強く夫である恭助に向けられていたということである。これは物語全篇に互つて町によって買かれる彼女の妻たることへの意志と言つてもよいかもしれない。町は夫恭助を「兄」とも親とも頼母しき方に思はれぬほど深く慕っている。帰るべき「家」をもたない彼女は、精神的にも経済的にも彼に頼るの外はなく、夫の眼差しを常に独占していなければ、その「心細さ堪がた」かつたのである。

しかも町自身は「如何なる故ともしるに難けれど」と、当初その点に充分自覚的ではなかつた。恰もこれは美尾が被視体としての自己という認識に蒙かつたのと同様である。彼女にとつての一つの契機が夫と二人づれの花見の折であつたように、町にとつてのそれは恭助の誕生会の日であつた。そこに多くの人々が集い、視線が交錯する場としてこれらは通底している。年々の町はその中心となつて、多くの視線に晒されることで大きな満足を得てきたのだが、今年はずいざましという、半ば偶然の機会にその喧騒から離れ、それをよそに眺めることによつて、彼女は（初めて）自己を見つめ内省する時を得たのである。その内容はどのようなものであつたか。これを考える上で、以下の部分に着目したい。

町子は（中略）木の間も来来る坐敷の騒ぎを遙かに聞いて、

あゝあの声は旦那様、三味線は小梅さうな、いつの間にも彼

のやうな意気な洒落ものに成り給ひし、由断のならぬと思ふと共に、心細き事堪えがたう成りて、縮つけられるやうな苦るしさは、胸の中の何処とも無く湧き出ぬ。（九章）

傍線部を始めとして、「万におのが乱る、怪しき心」「言ふに言はれぬ淋しい心地」等の語はテクスト中に、又町自身の言としても頻繁に現れる。ここで彼女は重要な（自分にとつては恐ろしい）ことに気づいているのである。すなわち、夫が世間からより注視される対象になつたことを確認して、それについては「嬉しき胸の中におさへがたく、蔭ながら拜んで居ても宜いほど」だけれども、「奥さん奥さん」ともてはやされ、「外づしては済ま」ぬはずの自分がその場に居なくとも構わず寡は進行することを見て、自分に注がれる世間の眼差しが、金村の妻であるという、畢竟夫恭助を通じてのものでしかない事を知り、自己同一性の危機に直面したのではなからうか。又そこから、世間から見た場合と同様、夫にとつても自分は代替可能な存在なのではないかという不安を同時に抱え込んだと言える。

その夜、彼女が夫に漏らした「私は貴君に捨てられは為ぬか」というのは、このように町にとつて自己の存在にまで深く係わる不安であつた。彼女自身言うように、決して「愠気沙汰」どころではないのである。ところが恭助はその一言に片付けている。彼女の不安の真の意味はほとんど伝わっていないに等しい。以降、町はそのことで悩んでゆくが、当初それは（後の発作的なありようとは異なり）「鬱ぎ症」「真実お悪い時は暗い処で泣いて居」といった形態をとる。夫恭助の眼差しが、主に自分だけに向けられているということが未だ彼女に信じられている

ので、自分の不安を「我れと我が身」の問題として引き受けてゆこうというのである。そんな町を辛うじて支えていた幻想もやがて壊される時がくる。それも唐突、かつ決定的に。

それは十一章、暮れの大掃除という、正に家の監督者の「役割」に町が就いている時のことであり、家の「所有者」である「旦那さま」は「朝よりお留守」の折である。「二階の小間に気づかれを休め」ていた町は、図らずも仲働の福と車夫の安五郎の密談を聞いて、妾という自分に代わり得るものの存在——しかもその関係は自分と夫とのそれよりも長いらしい！——を知り、夫の眼差しは自分だけに向かつているのではない⁽¹⁶⁾ということを強烈に認識させられる。

又、ここで町はもう一つ重大かつ深刻な示唆を受けている。それは外でもない、子の無いということ（「欠損」）として捉える視点である。それまで夫と世間双方の眼差しを独占する（少くともそう信じている）ことで充足していた町にとって、子とはそもそも想定し難い概念であり、更に言えば夫の自分^(だけ)に向けられていた眼差しを割譲せねばならぬ邪魔な存在ですらあった⁽¹⁷⁾。従つて、夫から度々の「貰ひ子」の沙汰にも「好み六づかし」く云うが、決して自分に子の無いことが「欠損」であるとは考えていなかったのである。ところが世間、そして夫自身は、決してそうは思っていない。福の口を借りれば「此処の家には一人も子宝が無」いのは「都合の悪い」ことであり、大掃除の翌日、「旦那さま奥さま差向ひ」の、町にとつてみればそれだけで十分充足しているはずの場面において、恭助は次のようなことを言い出すのである。

年来^{としより}足らぬ事なき家に子の無きをばかり口惜しく、其方に有らば重畳の喜びなれど万一いよ／＼出来ぬ物ならば、今より貰うて心に任せし教育をしたらばと是れを明けくれ心かくれども、未だに良きも見当らず、年たてば我れも初老の四十の坂、じみなる事を言ふやうなれども家の根つぎの極まらざるは何かにつけて心細く、此ほど中の其方のやうに、淋しい淋しいの云ひづめも為^せでは有られぬやうな事あるべし、（十二章）

町が「淋しい」のは決して子が無いゆえではない。より深く、自己のありやうに係わる問題である。しかし当の夫の恭助が世間と同様、それを「子なき故」と安易に考えている。そして更にその「欠損」を埋めるものとして、妾のそれかもしれない子を夫が考えていると知つて、町の悩みはより一層深くなつてゆく。十三章冒頭に、「さま／＼物をおもひ給へば、奥様時々お癩の起る癖つきて、はげしき時は仰向に仆れて、今にも絶え入るばかりの苦しみ」云々とある町のヒステリーの発作は、言葉による夫との交通がもはや不可能とみた彼女の非言語的身体表現である⁽¹⁸⁾。ヒステリーは元來特定の他者の現前を必要とするものであり⁽¹⁹⁾、町のそれは根源的には夫たる恭助唯一人に向けられたものだ。しかし恭助にはそれも全く伝わっていない。代わつてそれを受け止めたのは千葉である。既に早く第二章に於て述べられていた町と千葉の境遇の相似（「親なし、兄弟なし」）がこの際与つて大きな力あるものと思われるが、この部分に過剰な意味を付与することを我々は謹まねばならないだろう。両者の間の「実事」の有無——これは同時代から議せられ、現在でも

論じられることの多い問題であるが、本論においてはその問題自体をあまり重要なこととは認めない。より大切なのは町の心性と関係性のありようであろう。峯村至津子は「お町の千葉に對する『恋愛感情』というものは一切描かれておらず、読み取れる限り、彼女は千葉よりも恭助に執着している」と指摘しているが、町の心性のベクトルがその物語全篇を通じて、常に最終的には夫である恭助に向けられていたことは本論に於ても既に述べたところである。

但し、世間の「人の目」はそうはいかない。何しろヒステリーが関係性の病であるということが明確に理解されず、「癩は我が儘の病氣」（『めさまし草』における頑固の発言）と一般には捉えられていた時代のことであるから、「其事あれば夜といはず夜中と言はず、やがて千葉をば呼立て、反かへる背を押へさする」というのはそれだけで「珍事唯今出来」という事態になるのだろう。而してそれは町の表現を受け止められなかった恭助が「我から」招いたことなのである。

四

町から見て、自分に対する特別な眼差しをもつべき存在であった恭助は、しかし、彼女に對して世間一般と同様のそれしか持っていなかった。ここに至って町は完全に「世には助くる人も無」き「一人もの」とならざるを得ない。一方の恭助は、「金村が妻」としての役割をもちや十分に果たし得なくなった「町子の上」を、「家のさま」と共に「いかさまにせん、と斗おも」っている。その間も「飯田町のかたに、笑みかたまけて急ぎ

合」う事は忘れない。彼は初めから町を「役割」（としての「妻」としてしか見ていなかった。自分に向けられた夫の特別な眼差しなどというものは、町の幻想でしかなかったのである。

そのことに気づいたとき、「別居の旨をいひ渡」されたとき、町はもはやヒステリーの発作を起こしてはいない。「均質の情緒、共有の非言語的交通をもった隣人」がいらないところでヒステリーの症状は発現し得ないからだ。夫はもはや町にとつてそのような存在たり得なくなっている。代りに、明確な発話行為が可能となる。小説の末尾は次の如くである。

お前様どうでも左様なさるので御座んするか、私を浮世の捨て物になさりますお氣か、私は一人もの、世には助くる人も無し、此小さき身すて給ふに仔細はあるまじ、美事すて、此家を君の物にし給ふお氣か、取りて見給へ、我をば捨て、御覽ぜよ、一念が御座りますとて、はたと白睨むを、突のけてあとをも見ず、町、もう逢はぬぞ。

ここでの「浮世の捨て物」以下、一々の町の言葉は非常に重いものである。幼少から自分の中で育ち、夫との心的交通の絶えた今、唯一自己を同一化し得る「家」（それは妻である美尾に捨てられた父与四郎が、やはり自分の唯一のよりどころとして築きあげた財の象徴でもある）が、恭助という今や全くの「他者」によって、將に奪われんとする瞬間であるからだ。町にとつて、恭助が「此小さき身すて給ふ」と「此家を君の物にし給ふ」とは表裏であり、最終的にそのことは恭助によつて、理のない「暴力」を以て為されている。

「われから」に於て前景化して描かれるのは、恭助——政治

家——権力、社会体制・論理によつて、家付娘の家——一人の女性の自己同一性が収奪される、「割れ殻」のドラマに外ならない。家つき娘は生れたときから(少くとも結婚の以前から)「家つき」である。そしてそれは家を「所有」しているという意味では決してない。結婚を前提にしたとき——そして同時代においては必ず前提とされた——女性は「家」を所有することができなかつた。

家付き娘は、主にその父親の所有する家に生れ、その中で育まれる。やがて結婚となると、家ぐるみ夫の手に引き渡される。この場合その家は自分と同化した自己の一部に等しい。夫婦関係が穏便に続く限り、自分はその殻の中のびのびと暮らすことができる。だがその関係に罅が入り、それが壊されるとき、自分とその家とは無理にも引き剥がされざるを得ない。「家」は既にしてその夫の所有物であるからである。この後、町は夫恭助の手によつて「谷中の家」に別居・幽閉を強いられることになる。「谷中の家」——そこは美尾の母親が「物うく、はした無き朝夕を送」つていたという場である。それと全く同一のところではまさかにあるまいが、そのような地に彼女が押し込められるということの意味は明白である。テキストはその部分を描くことなく閉じられる。

他方、「甲斐なき活計」を厭い、自らを商品化することで「上昇」を図つた美尾は、「従三位の軍人」の(か、どうかは厳密には分らぬが)妾として、己の望んだものを手に入れることはあるいはできたかもしれない。確かに、外ならぬ「飯田町のお波」の例の如く、妾とは時としてその妻にもかわり得るほどの存在

であつた。がしかし、そもそもそれは「妻」というものが「役割」に於てのみ存在し、それを補完するものとして「妾」が容認されるような状況⁽²³⁾に於て初めて可能になるのであり、そのような同時代の社会的な在り様こそが、問題として提示されているとも言えよう。

五

以上のような視点に立つとき、「われから」に描き込まれた二人の妻の物語は、決してそれぞれに別々の事を主張するものではない。それらは相補的に同時代(小説発表時)のある問題系を浮き彫りにしているのだが、ここでもう一度このテキストに於ける両者の位置関係を改めて規定しておくのが便宜だろう。

結論から言えば、美尾の物語は十分な精彩をもつて描かれ、町のそれを(逆)照射するものとして大きな意味を持つが、やはりこのテキストが総体としては町の、すなわち家を追われる妻——家付き娘の物語に焦点化すべく織り上げられていることは明らかであろう。それは本文の中に美尾・与四郎夫婦の物語が占めている位置と分量(町物語が導入から展開部に移る箇所、全体の約1/3)や、例えば三章の「須弥も出たつ足もとの、其当時の事少しいはゞや」という、いかにも挿話めかした語り手の口ぶりにも顕われている。

そして、先の町の「家を追われる妻」という表現に対せば、それは「家を出て行く妻」の物語ということになる。「家を出る妻」としてすぐに連想されるのは、「人形の家」のノラであろう。一葉がそれを読んでいたとは考えにくい⁽²⁴⁾が、同作の問題設定は

存外「われから」のそれと近いのを感じる。

勿論、出て行く美尾が覚醒したノラなのではない。美尾が出て行くのは金銭、あるいはそれによつて齎される物質的豊かさのためであり、同じように「先ず第一に妻であり、母親である」という自分に課せられた「神聖な義務」（ヘルメルの言）を振り捨てて出て行くにしても、己自身を含む一切をモノ化し、金銭と交換してゆく彼女のいき方は、何よりも先ず人間たらんとすることを自らに課す「神聖な義務」とするノラのそれに比して余りに非人間的、あるいは超人間的である。実際、与四郎のものとを辞すと同時に作中から消えていつた彼女が残したモノは、「手の切れるやうな新紙幣」と、自らの〈死〉を宣言する文とであつた。

ノラの問題系を継ぐのは寧ろ町の方である。既に見た如く、八章から九章にかけて、恭助誕生会の喧噪を逃れて庭に出ていた町は、この時初めて人形妻としての自らの位置に不安を覚えたのである。ノラが「自分というものと外の世間とを正しく知るために、自分一人になる必要」を認めて家を出たように、家の中心を離れ、一人になつた町は（非常に限定的なやり方ながら）自分自身をみつめ、「世の中」、又、夫との距離を測ることになる。

だが、そこから町が直ちに家を出るといふ選択肢を選ぶ、あるいはそこに想到することすらもない。それは一つには「家付き」の彼女にはそもそも足場が無いため（ノラはとりあえず「実家」へゆく。「何を始めるにしても、あそこが一番都合がいいだろうと思」うから）であり、いま一つは、自分を「愛して

いた」のではなく、ただ「かわいがるということ、いい慰みにして」いた夫の態度への疑問から、遂には「知らない他人の家」を出てゆくに至るノラの場合と異なり、夫を「兄とも親とも頼母しき方に思」う気持ちは町の中で些かも揺らいでない（寧ろ強められさえする）からである。町がノラの認識に幾分でも接近するには、十一章の大掃除に使用人たちの密語を耳にするという偶然の、彼女にとつては衝撃的な機会を待たねばならない。但し、この彼女にとつての偶然はテクスト構成上の必然でもある。「飯田町のお波」とその男子の存在は、町にとつてと同様、読者にもこのとき初めて明かされるものであるから、物語世界内に於ける嗣子をもたない妻としての町の位置はここで漸くに揺らぐこととなり、福の言によつて（あるいはそれを俟つまでもなく）町自身にもその点は充分認識させられる訳である。ここで町にとつて不幸だつた——あるいは更にその先の悲劇を準備したのは、にも関わらず猶も彼女がその心性のベクトルを恭助に向け続けていた、あるいはそうせざるを得ない——夫に依拠する以外に己の生存のあり様を考えられなかつたことと、「打つけには恨みも言ひ敢へず、心に籠めて愁はしげの体にてある」（十二章）といった具合に、自己の心中を彼に向かつて明白に表出し得なかつたことにある。

後者に関しては、九章でやはり夫に向かつたとき町自身が云つた言葉の中にあつたように、一つは「言ふてはならぬ」とする自己抑制の意識（恐らくは同時代的な規範の枠組と、彼に悪く思われたくないという保身の精神から）、そしてもう一つは「言ふに言はれぬ」とある如く、自己の認識を外部に伝えるべ

く、それを明瞭に言語化する能力の不備による。ヒステリーをその極点とする、町の過剰なまでの身体表現は、全てこれらの要因に拠っていると見てまず間違いがない。

結局、ここに描かれているのは、何者か——それは広く〈男〉と言つてもよい。なぜなら、同時代に於て経済的基盤とそれを支える一定の社会的地位を有することは、原理的に男性のみに許された行為であつたからだ。「家付き娘」町の物語はこのことを逆説的かつ雄弁に語るものである——に依拠する以外に生存——文字通り生きて存在する事——の途を持たなかつた同時代の女たちのドラマであつたと言えよう。否、そのように普遍的な存在自体は決してドラマにはならない。そうした規範的な在り方から何らかの原因で逸脱していった女たちだからこそ、その物語がドラマとなるのである。モノに魅せられ、己自身をモノとして世間に流通させていった美尾はその瞬間、自ら言う通り「死」んでしまつたのである。テキスト中から杳として消えてしまつた彼女に言葉はない。それより以前、与四郎と共にいた時分から彼女は多くを言わなかつた。例外的に彼女が最も雄弁であつたのは、夫に発奮を促すときであつて、却つてこれは彼女の依存的生を証拠だてするものとなるろう。

他方、その意志に反して結果として「金村が妻」という役割から逸脱してしまつた町の場合は、そのカタストロフを前に漸く、そして辛うじて言葉を回復もしくは獲得した。それでも、家を出るに際し理路整然と夫をやり込めたノラに比して、町が発した言葉というのは、既に見た通り彼女が置かれた状況を映して切実ではあつたものの、最終的に恭助に向けて彼女が突き

付け得たのは、「一念が御座ります」という内に籠もる一言と、それに続く「はたと白睨む」という行為だけであつた。

それ自体に現実を変えていく力はない。夙に前田愛も指摘する通り、町の「抗議の声は空しい響を伝えるにすぎない」。それは反響してある種の余韻は残すだろうが、やがて直ちに従来の男と女の秩序（それは端的には、注〔一〕前掲論で小森陽一が指摘しているような在り方）は回復、のみならずこのような逸脱者を葬ることでこの社会の規範はさらに強化されてゆくのであろう。それは、最終十三章で「別居の旨をいひ渡しぬ」とあくまで権力をもつ男性主体に寄り添う形で一旦叙述を締め括つた上で、行を改めて「憂かりしはその夜のさまなり」といかにも一挿話的にその顛末を語るといふテキストの構成（その部分の最後、小説の大尾もやはり「町、もう逢はぬぞ」という恭助の台詞である）からも窺うことができる。明治二十九年という時にあつたて発表されたこのテキストが示したのは、端無くもかくの如き状況そのものであつた。

遂に町はノラにはなれなかつた。それを例えば同時代評以来見られるように（批判にせよ、同情的態度にせよ）彼女一人の問題として特化したり、あるいは従来論の一部がそうであるように（可能性、あるいは限界として）作者一葉の資質・性向のレヴェルに還元するやり方は、余り有効な議論にはなり得ないであらう。この稿の冒頭にも述べておいた通り、このテキストが提示する——より正確には本論がそこから問題として抽出しているのは、同時代の社会の抱える——敷衍すればそうした社会構造そのものの問題なのである。

更に、今日の読者として我々はそこからもう一步を進めて考えてみたい。「われから」が世に問われてから一世紀以上を経、妾制は廃され、財産権の問題も制度的には改良されたかに見える。だが、こと夫婦という関係性に於ける男女両性それぞれの意識のありようは、社会総体として、又各個個人に於て果たしてどこまで変わり得たであろうか。その意味で、美尾や町のドラマは、ノラのそれと同じく未だに終わってはいない、と思う。

注

- (1) 「日清戦争前後、明治二十年代末のジャーナリズムは、一斉に「家庭」の中における、あるべき「女」像を描きはじめ、中・上流家庭の子女たちに照準をあわせた思想攻勢をかけていた。(中略) 明治二十年代末とは共同体の単位であった家が、「国家」の単位としてイデオロギー的に再編成され、男たちの外の「公」の労働に対して、共同体内の「主婦」の影の労働が「私」領域における「国家的職務」「職業」として、白日のもとに一旦ひきずり出され、再び「家内」の圏の中に押し込まれていく時代だったのでもある。」(小森陽「囚われた言葉／さまよい出す言葉——一葉における「女」の制度と言説——」『文学』昭和六十一年八月)
- (2) 「駒沢国文」平成五年二月。「樋口一葉論への射程」(双文社出版 一九九七) 所収。
- (3) 熊谷開作「法典編纂期における妻妾論」(『婚姻法の研究上』)(有斐閣 一九七六) 所収 四四〜四五頁。ちなみに、旧刑法上の妾制の廃止も、条約改正を間近に控え、諸外国に対する体裁を繕うためという側面が大きかったという(同四九〜五十頁)。
- (4) 久武綾子「氏と戸籍の女性史」(世界思想社 一九八八) 一一八頁。
- (5) 高田前掲論(注②)の同様の指摘に対し、朴那美「樋口一葉の「われから」におけるお町の「一念」は成就するか(二)」「ことば」

平成十二年十二月)は、お波の子の庶子相続の可能性を否定しているが、後者はその拠っている資料及びその扱いに関して疑問の余地があるため、本論ではこの意見を採らない。

- (6) 法律上は養子をとることも、妻の意志に関係なく夫の一存で決めることができたのである。無論町との「良好な」関係を保つてしまっていた段階で恭助がそんな強硬手段に出たはずはないが、「宜い」と覚しめさばお取極め下さりませ、此家は貴郎のお家で御座ります物、何となり思しめしめしに」(十二章)という町の言葉は痛烈な皮肉となり得る。

(7) 後者に関して、恭助は町にこれを期待してはいない。彼はそれを「飯田町のお波」に求めていたのである。

- (8) 「妻も財産を取得し所有することができる。法律上は、妻の財産は妻個人の財産であり、夫婦別産を建て前としている。(中略)しかし、妻の所有する土地や建物の売買・譲与・質入・書入は妻が単独で行なうことができないう夫の協力を要したようであり、公証願を出すばあいには夫の連署を要した(中略)明治十五年以後は、成年女子は自己の不動産の処分とその公証願を自分だけでできることになったのに、妻は未成年者と同じに扱われて夫の共同を必要とした。だから、妻の無能力者扱いは女だからではない。妻は夫の庇護をうけ夫に従うべき身分だという考え方が残っていたと思われる。」(大竹秀男「家」と女性の歴史」(弘文堂 一九七七) 二五七頁)

与四郎が生前に財産を町に残すということを明確にしていたのなら格別、そのような様子も読みとれない。また、たとえそうであったにせよ、恭助との婚姻関係が続いている限り、それは町の自由になるものではない。

- (9) 同時代では他に例えば「青年文」(明治二十九年六月十日)が、「此作に一葉女史にあるまじき欠点」として「二ツの別々の談を一ツに合したるが如き——悪く形容せば所謂木を竹に接ぎたるの——観あること」を指摘している。

(10) やはりこの立場に立つ峯村至津子の「われから」論(『国語国文』平成七年三・四月)が、その序章に於てこの点に関するそれまでの

評価の在り方を整理している。

(11) 「われから」——与四郎の復讐——」(『解釈と鑑賞』平成七年六月)

(12) 千田かをり「われから」における言葉と身体」(『立教大学日本文学』平成五年十二月)に示唆を受けた。

(13) 重松恵子「樋口一葉『われから』論——母娘の物語が指向するもの——」(『近代文学論集』平成四年十一月)には、「モノに突き動かされ、遂に己自身もモノとして交換してしまつた」という表現がある。

(14) 例えば同じ一葉の「十三夜」(『文芸倶楽部』明治二十八年十二月)に次の如くある(傍点原文)。

お袋は時たま例の血の道と言ふ奴を始めるが、夫れも蒲団かぶつて半日も居ればけろくとする病だから子細はなしさと元氣よく呵呵と笑ふに、

(15) 「物語としての『われから』」(『立教大学日本文学』昭和六十一年十二月。「語る女たちの時代——一葉と明治女性表現——」(『新曜社』一九九七)所収)

(16) それでも恭助が町を愛しているという事実にかわりはないという見方もあるが、それでは町にとって不十分なのである。

(17) これを、町が母親美尾から受け継いだ「母性」の欠如である、などとするのは当たらないだろう。町にとって問題はそれ以前に夫婦の、——又、その中で自己のありように関わるのである。

(18) 「お町の『癩』は、明らかにヒステリーである。これが、言葉も権利も持たず、ただ内攻するしかなかった女の、精一杯の抗議と自己主張であることは言うをまたない。身体の病を借りて、作者はこれをきわめてリアルに、また有効に表現した。」

(『藪禎子「われから」論』『透谷・藤村・一葉』(明治書院 一九九一)所収)

(19) 「ヒステリーとは何よりもまず他者の現前を必要とする病である。注目してくれる他者のいない場所では症状は発現しないか、少なくとも激化しない。(中略)一言でいえば、ヒステリーの発現には呼べ

ば応える至近距離の他者が必要である。そのような他者を欠くところではヒステリーはヒステリーらしくありえない。」

(笠原嘉「ヒステリーの減少」『精神科医のノート』(みすず書房 一九七六)所収 三六〇三七頁)

(20) 注10)前掲。

(21) 峯村至津子(注10)前掲)は龐大な同時代テキストとの比較を通じて、これを「人の妻の所業としては当時に於てはそれだけで問題になる行為」と結論する。

(22) 笠原前掲書(注19)参照、三九頁。

(23) 事実上の妻が長い間認められてきた背景には、制度としての「家」の存続を図る意識があつたといえよう。そしてそれは、体制の側が一方向的に課するものであつたとは必ずしも言えないのである。

(24) 「人形の家」(一八七九)の日本初訳は明治二十六年四月、大阪の文芸雑誌「一点紅」に掲載された高安月郊による部分訳だが、それは「黙殺された」という(日本近代文学館・小田切進編『日本近代文学大事典』第二卷(講談社 一九七七)の項目「高安月郊」(秋庭太郎)より)。又、中村都史子「日本のイブセン現象」(九州大学出版会 一九九七) 附載「イブセン翻訳年表」に拠れば、これに続く翻訳が出るのは明治三十年代以降のこととなる。

「人形の家」の引用は新潮文庫版(矢崎源九郎訳 一九五三初版 一九六七改版)に拠つた。言及部分はすべて第三幕になる。

(25) 前田愛「解説」(岩波文庫「大つごもり十三夜 他五篇」 一九七九)

* 一葉本文の引用は筑摩書房版全集(一九七四〜一九九四)に拠り、振仮名は適宜省略、旧字は新字体に改めた。他の引用に関しても同様である。

(ことう) けいいち・慶應義塾大学大学院生)